

【南部町議会ハラスメント実態調査】 集計結果

調査の概要

実施目的	ハラスメント防止条例制定の必要性を検討するにあたり、ハラスメント行為の状況の実態を把握するため。
実施対象	会計年度任用職員以外の職員、会計年度任用職員、議員
実施方法	無記名項目チェック方式（一部自由記載）
回収方法	封入による文書箱への投稿提出
調査期間	令和7年7月14日（月）～8月29日（金）
調査人数	会計年度任用職員以外の職員128人、会計年度任用職員67人、議員14人
回答者数	会計年度任用職員以外の職員55人、会計年度任用職員20人、議員9人、不明1人
回 答 率	会計年度任用職員以外の職員43%、会計年度任用職員30%、議員64%、全体41%

● 本調査は匿名で実施しました。そのため、記載された内容を個別に事実確認することは困難ですので、真偽の調査は行いません。

● その他等の自由記載は、記載された方の意図を尊重し、ほぼ原文のままとしています。

● 自由記載の中には、役場内の職員間でのハラスメントとしての対応が必要な内容が記載されていましたが、今回の議員から職員へのハラスメント実態調査の趣旨には沿わないことから、集計結果から除外しています。

なお、除外した内容は、南部町ハラスメント防止要綱第7条に規定されています相談窓口事務局の総務課長へ情報提供しました。

Q1. あなたの職位について

① 管理職	20
② 管理職以外	35
③ 会計年度任用職員	20
④ 町議会議員	9
⑤ 不明	1

Q 2. あなたは町議会議員からハラスメント行為を受けたと感じたことがありますか。

- | | |
|------------|----|
| ① 受けたことがある | 17 |
| ② 受けたことがない | 66 |

Q 3. あなたは町職員又は町議会議員が町議会議員からハラスメント行為を受けているのを見たことがありますか。

- | | |
|-----------|----|
| ① 見たことがある | 15 |
| ② 見たことがない | 69 |

Q 4. そのハラスメント行為があったのはいつですか。【複数回答】

(Q 2、Q 3であると回答した方)

- | | |
|---------------------|----|
| ① 令和7年4月以降 | 7 |
| ② 令和6年10月から令和7年3月の間 | 10 |
| ③ 令和2年10月から令和6年9月の間 | 13 |
| ④ 令和2年9月以前 | 8 |
| ⑤ 覚えていない、分からない | 4 |

Q 5. どのようなハラスメント行為がありましたか。【複数回答】

(Q 2、Q 3であると回答した方)

- | | |
|----------------|----|
| ① 暴力 | 0 |
| ② 恫喝 | 9 |
| ③ 脅迫 | 3 |
| ④ 理不尽な要求 | 12 |
| ⑤ 高圧的な態度 | 15 |
| ⑥ 長時間の拘束 | 3 |
| ⑦ 同調するよう圧力をかける | 3 |
| ⑧ 身体への接触 | 5 |
| ⑨ 性的な発言又は強要 | 3 |
| ⑩ 容姿に関する発言 | 1 |
| ⑪ 私生活への介入 | 4 |

⑫ 妊娠や出産に関する発言 2

⑬ その他

・結婚についての発言

・上司から時間外に連絡があり、私的な飲み会の送迎（送り）を依頼され断れず、上司と議員の送迎を行ったことがある。

・業務を怠慢しているといった根拠のない発言で、職員個人の責任を追及された議員がおられましたが、その場にいた議員からは注意もなく何も言われませんでした、議員の感覚には驚くばかりです。

・人格を否定するような発言

・自分の考えに沿わないものへのダメ出し

Q 6. そのハラスメント行為によって、業務又は議会活動に支障がありましたか。

（Q 2、Q 3であると回答した方）

① 支障があった 8

② 支障はなかった 7

③ どちらとも言えない 8

Q 7. そのハラスメントは誰からありましたか。【複数回答】

（Q 2、Q 3であると回答した方）

① 現職議員 18

② 元職議員 8

Q 8. ハラスメントにあった際、どのような対応をしましたか。【複数回答】

（Q 2、Q 3であると回答した方）

① 行為者に抗議した 3

② 上司に相談した 1

③ 同僚・他の職員（議員）に相談した 3

④ 専門機関に相談した 0

⑤ 特に何もしなかった 17

⑥ その他 1

・同僚、上司にひたすら愚痴をこぼした。

Q 9. 特にになにもしなかったのは、なぜですか。【複数回答】

(Q 8で ⑤特に何もしなかった と回答した方)

- | | |
|--------------------|----|
| ① 相談しても解決しないと思ったから | 11 |
| ② こわくて言えなかった | 2 |
| ③ 立場が悪くなりそうだから | 7 |
| ④ 業務に支障が出るから | 3 |
| ⑤ 我慢した方がいいと思ったから | 6 |
| ⑥ 本人が求めていなかったから | 1 |
| ⑦ 本人が行動すると思っていたから | 0 |
| ⑧ 相談する体制がないから | 6 |
| ⑨ 何かするほどでもないと思ったから | 0 |
| ⑩ その他 | |

・その方は、別の機会でも結婚や出産に関しての発言をされていたので、何かをしても意識が変わることはないと思ったので、特に何もしませんでした。

・常態化しており、我慢するしかないものだと思っていたから。

・これが通常の議会であるのかと思ったため、驚いたがなにもしなかった。

Q10. ハラスメント防止のために望むことはなんですか。【複数回答】

- | | |
|----------------------|----|
| ① 議員の意識改革、意識啓発、教育の実施 | 59 |
| ② 十分な調査、処分規定などのルール化 | 41 |
| ③ ハラスメントに対処する体制づくり | 50 |
| ④ 相談窓口の設置 | 31 |
| ⑤ 弁護士等第三者の関与 | 29 |
| ⑥ その他 | |

・相談しやすい体制づくり

・町と完全に独立した相談機関の設置

・相談したことが、職員の不利益につながることはないことの表明や明文化。

・相談したことの情報管理の徹底

・アンガーマネージメント

・執行部に対して自分の意見が通らないからと言って、苦言を呈したり、声高に威圧しない。

・何を言っても許され、反論されない聖域と思い込みを改める。

- ・ 先ず、議員の意識改革が必要

- ・ 職員に対して様々な場面で対応をお願いしているが、相手側の気持ちに立った対応を真っ当に対処しているのか、後で不安に思うことがある。口調や態度等、どのようにするべきか研修や実例を含めた対応が必要かと思う。

Q11. 「不快に感じたもの」としてどのようなものがありましたか。

- ・ 自分の考えの押し付け
- ・ 自己の考えに沿わないものへのダメ出し
- ・ 毎年、同じ質問をする
- ・ 自分に言われているわけではなくても、町長や副町長、課長がきつく言われているのを聞くといたくなる。
- ・ 政党の新聞購読勧誘
- ・ 行政施設の執務室への立ち入り
- ・ 委員会で感情的な対応
- ・ 委員会で感情的な対応を議員同士で注意しない
- ・ 議員同士のやり取りで高圧的な態度
- ・ 過剰な資料要求
- ・ 委員会での必要以上の追及
- ・ 高圧的な発言、態度
- ・ 5分以上の拘束
- ・ 立場の勘違い
- ・ 議員と執行部は対等という認識を欠き、横柄な態度、発言
- ・ 居眠り
- ・ 元職員という立場でありながら職員への配慮を欠いた発言、行動
- ・ 勉強不足（自己調査せず、執行部に聞けば良いと認識している）
- ・ 議員親族への情報漏洩
- ・ 議員親族の高圧的な発言、態度、長時間の拘束、配慮を欠いた行動
- ・ 議会の傍聴者と思われる方の怒声が、1階のフロアまで響き渡ったことがあった。傍聴される方のマナーについてもお願いしたい。
- ・ 町長に対する、恫喝する物言い、尊大な態度、執拗な攻撃、意見の押し付け、頭ごなしな物言い
- ・ 職員に対する、執拗な資料要求、勉強会の要求、見下した態度、職員の資質を否定する発言、住民監査請求をちらつかせる脅迫

・結婚や出産について、複数人で話をしている際、少子化問題から結婚や出産について話題となり、未婚・出産をしていない者へ以下のような発言をされたことがあった。結婚や出産へ繋がる行為に関することについて、割とあからさまに不快な表現で話をされた。また、その話は非常に性別・人を軽視したもので表現に対する不快感と悲しい気持ちになるものだった。また、他者もいる中でのことだったため、その場の雰囲気を考え相槌はしたが何とも言いようのない気持ちになった。自分にとっては本当にショックだったことでしたので、長文となりました。

・高圧的な口調がとても辛いです。本議会の委員会中でも同じことを繰り返し話題にされますが、議員さんは事前に詳細を調べて質問される訳ですが、執行部側はそれを受けて答弁していくことになります。すべてのことをきちんと記憶して全く間違えなく答弁することが求められているのだと思いますが、その場で答えを求められ答弁する際には、若干間違ってしまったりすることもあるかと思います。人間ですから多少の記憶違い等もあるのではないのでしょうか？ただ、そうなった場合には、ここを厳しく追及されてしまいます。同じ南部町に住む者同士ですので、そのあたりもう少し考えられないでしょうか。

・他の職員が議員からの発言や態度により、一方的に責められ、業務上の正当な判断や手続きを説明しても受け入れられず、繰り返し責められる状況を目撃しました。非難された本人も苦痛を感じているかと思いますが、同じ仕事をする仲間として精神的苦痛を感じました。

・高圧的な言葉、私生活への介入 「議員の言うとおりに対応することが職員の役割だ！」 「結婚しないのか」 「子どもは作らないのか」 「(子どもが生まれたら生まれたで今度は) 子どもは何人つくるのか」 「主婦ならちゃんと家事をするのが当たり前だ！」

・身体的接触 背中を触る

・新聞購読をしないといけない風土が出来上がってしまっているのも断れないし、購読申込書など手続きをしていないのに長年に渡り当然のように持って来られるので、断われるような雰囲気もなく、言うとは後々の怖さを感じるのも、やむなく購読を続けている。

・議会活動とは思えない、個人的なコピーはご遠慮いただけないでしょうか。

・資料を求められますが、議員個人なのか委員会としてなのかわかりません、応じないと後で何を言われるか怖いので、応じてしまいます。

・根拠を示せと言われる議員がおられますが、根拠もない意見や主張を繰り返される議員もおられます、会議規則に従わない議員もおられます、決まりを守らずに執行部を責め立てる姿勢には納得出来ません。

・必要以上に大きな声をされます、ちゃんと聞こえていますし、何よりも怖いです。

・なんぶS A Nチャンネルで放送される内容を議員は知っておられなかった、これには驚きました。

・住民の方と一緒に窓口に来られます、議員の口利き行為のようなこともありました。

・発言が簡潔ではないので、メモも追いつきませんし、何を答えてよいのかわからなくなります、それで答弁漏れがあると、答弁が返っていないと凄まじいです。

・委員会では質疑に加え意見や要望をされますが、委員会は議員個人の意見や要望をされる場なのではないでしょうか。

・同じことを何回も何回も繰り返し質問されます、そのたびに何回も何回も資料を用意して説明していますが、説明にダメ出しを言われたり、納得出来る説明が出来ていないとか、必要以上に執拗に責め立てられます、それで泣いている職員、鬱状態ようになった職員がいることをご存じなのではないでしょうか。

・そもそも、会議規則等を理解しておられるのか疑問です。

・予告もなしに、いきなり委員会へ呼びつけられるそうです、議会会期中は予定を空けておくことが当然だと言われる議員がおられるとも聞きました。

・質問に質問を重ねられると、議会対応が嫌になります。

・委員会での資料要求のルールを明確にして欲しい、議員個人の要求であって、委員会としての要求になっていないと思います、また、議案審議に必要なのかといった資料も求められていると思います、委員会として諮っていただきたい。

- ・職員を萎縮させないで欲しい。
- ・ご自身の発言を覚えておられると思えない。
- ・本会議の場で、業者を悪く言うのはどうかと思う。
- ・まくしたてるような質問はしないで欲しい、聞いていて精神的におかしくなります。
- ・資料を当然のように要求されますが、あくまで協力であり、義務や強制力があるものではないことを議員の皆様は理解されているのでしょうか。
- ・要求された資料の作成で、必要以上に残業を強いられている実態を知っておられるのでしょうか。
- ・特定の議員ばかり発言されます、それ以外の議員は発言控えをされているように感じます、回数制限や事前通告などが必要ではないのでしょうか。
- ・当該職務の範疇を越える要求をされた事がある。
- ・新聞の勧誘
- ・威圧的な言動
 - ・議員だけでなく、職員もハラスメントの加害、被害について学んだり、話したりする機会を持つことで、おかしいと気づけるような職場にしたい。ハラスメントを行った側は、立場が上であればそのことは伝わりにくく、行った側は指導のため良かれと思ってしている場合が多い。行った側の主張ではなく、言われた側の感じ方を重視すべきだと感じる。
- ・議会中の議員同士の言い争い。
- ・一般質問、議会要望の内容について、同一のテーマが繰り返されること。
- ・アルコールの席で意に反することに対して説教や叱責などをされた。
- ・言葉（高圧的な）
 - ・自分の考えが正しいルールだと思っているのか、注意を聞き入れないし威圧的な態度をする。
- ・発言時間を守らない。
- ・簡潔な発言をしない、注意しても直さない。
- ・注意した議員に対して、卑下した物言いをする。
- ・執行部に同じ資料を何度も要求する。
- ・不快に感じたことはないが、不快を与えてしまったことがあるかもしれない。
- ・議員の執行部に対する追及姿勢
 - ・一部議員の思い込みにより、自分のまちがいに気づかずに町職員に対し、非常に厳しい姿勢を取った。
 - ・私も同僚議員も、個人の政治姿勢に対して、傍聴者や議員から罵声を浴びせられたり、恫喝をされるという経験がありました。

Q12. 最後に、「ハラスメント」について、お考えがあれば教えてください。

・南部町は町民の要求・要望について、議員が聞くことも多いと思うが、それを直接担当課に検討してほしいと依頼するのではなく、正当な要望なのか町として対応すべき内容なのか、議員自身がしっかり判断し、できないものはできないうっかり断る、担当課に伝えるが難しいと思うなど適切な対応をしてほしいです。

ただ、町民側も結果的に議員に言えば何でも解決してもらえると認識し、対応に苦慮する議員も町民からハラスメントを受けているのではないかと感じることもあります。

さらに、世の中がハラスメントに対し、ますます厳しくなっていると感じています。どのようなハラスメントも基本あってはならないと考えていますが、一方でごく普通のやり取りと思われることが、相手の受け止めによってハラスメントと取られてしまうのもどうなのかと思います。結局は相手との関係性の中でどう捉えるか、どう捉えらえるか、なのかもしれませんが、より多くの職員・議員がハラスメントの基本的な知識や情報を知ること、現状や実態を知ることから始めるべきではと考えます。

ハラスメントが起こる下地には往々にして上下関係が存在すると思います。集落内での上下関係、上司と部下、先輩と後輩、持つ者と持たざる者、その他社会的なものに限らず個人的な力関係によって生じているように思います。

最後に、町の発展や町民のために行動するという目的は同じですので、議員と町側がそれぞれの立場でぶつかりながらも、お互いの立場を尊重しながら健全に議論を深めて行くことができれば、ハラスメントとは無縁になっていくのではないのでしょうか。また、コミュニケーションスキル（発信のスキルは意識していると思いますが、受信のスキル、相手の主張の本質をバイアスなく理解するスキルが重要かと思います。）を身につけることが必要だと思います。議員によるハラスメントは、以前に比べると格段に少なくなったように思います。簡単ではないですが、意識を持つことで更に大きく改善できると考えます。今回アンケートを実施していただきありがとうございました。

・議会ハラスメント条例の制定に向けた検討のための実態調査のようですが、南部町全体の実態調査（担当課：総務課）が行われるべきと考える。

・（今回のアンケート調査の主旨と異なりますが）町民との窓口対応や電話対応において、最近頻繁に新聞やニュースで報道されている「カスタマーハラスメント」に該当する事案に対処することがあります。

・ハラスメントは、「自分が相手立場だったら？」と意識すれば起きにくいことであると思います。個々で考えや生活環境が違うので、全てを十分にできる訳ではないとは思いますが、上記のことに尽きると思います。「意識」をするだけで少しでも違ってくると思います。また、受けた行為について、きちんとと言える関係性を作ることも大切だと思います。

・西部の某町在住の知人から家族の就職の関係で話を伺いました。お子さんが公務員志望ということでした。県職は受験されたそうで、あとは西部の市町村を受けられたそうです。どこの市町村を受けられたのかは教えていただけなかったのですが、南部町ではないとはっきりと言われました。その理由が気になったためお願いして教えていただきました。お子さんは市町村がどんなところかホームページやインターネットなどで調べられていたそうです。そうした中で議会の活動状況にも興味を持たれたそうでインターネットで議会の状況も見られたそうです。全部ではなかったようですが、南部町は見るのができたと言われていました。結果、お子さんは南部町だけはやめておこうと言われたそうです。なぜだろうと聞いてみたところ、議員さんの町長さんや他の職員さんに対する口調が怖い、町長さんにすらこんな口調なら一職員には一体どんな感じなんだろうかと考えると怖くて南部町役場では働きたくないと言われていたそうです。たまたま女性の議員さんだったそうですが、男性ならもっと怖いのではないかとかの会話もあったそうです。ここで書く内容ではないかもしれませんが、このように感じられている例もあるということを知ってほしいと思いました。

・ハラスメントをしている本人に自覚が無ければ、ハラスメントは無くなりません。講習等を行ったとしても変わらないと思います。明確な罰則が必要だと思います。

・他の職員が議員からの発言や態度により、一方的に責められ、業務上の正当な判断や手続きを説明しても受け入れられず、繰り返し責められる状況を目撃しましたが、このような状況は、職員の尊厳や安心して業務に従事する環境を損なうものです。議員と職員のやり取りにおいて、相互の立場を尊重し、業務上の正当な判断や説明が冷静かつ公平に受け止められる環境を望みます。また、議員による発言や対応についても、適正なルールやガイドラインを整備し、職員が不当な圧力や一方的な非難を受けることがないよう改善を図っていただきたいです。

・議員は言論の府として議会で討論されていると思いますが、討論ではなく言い争っているようにしか映らない場面ばかりです。自分だけわかっていて、分かり易い発言をしないで、争点が見えない発言を繰り返し、挙句の果てには答弁がなっていない、町長が悪いと責任転嫁されるなど、町長や副町長が悪いことでもしているかの如く言われる議員が何人かおられます。また、その使われる言葉に議会としての品位や品格は感じられません。議長が根拠を持って注意されても当然のように反抗される議員もおられます。また、こういった様子はS A Nチャンネルでも放送されていますが、見ようという気になられるのでしょうか。YouTube議会チャンネルもありますが、視聴回数は把握されているのでしょうか。ハラスメントも大事ですが、納得感のある、町民の方が不快に感じず、興味を持っていただけの議会運営に取り組まれた方が良いのではないのでしょうか。

・議会には自浄能力を感じませんのでハラスメント条例が出来ても期待できません、何より会議規則さえ都合のいいように自分なりに解釈して反抗される議員がおられるようですし、それを同僚議員も許しておられます、形骸化が見えています。

・時代とともに、ハラスメントの種類、考え方が多様となっています。定期の講習などで、その認識を常に新しいものとすべきと考えます。（町職員も含め）

・アンコンシャス・バイアスの学習（研修）をされるといいと思います。

・お互いに意識して行動し、注意があれば受け入れる態度が必要。

・相手が不快に感じれば全てハラスメントになるので日常会話も気をつかわなければならない。

・意識の問題と思うので、啓発は必要だと思う。自分は女で、若い頃はハラスメントを受ける側と認識していたが、今、年齢も上がり、自分がハラスメントをしてしまっているんじゃないか不安。年齢、性別関係なく、被害者にも加害者にもなりうることを全体の認識として広まると良いと思う。罰則化等明確にすることも抑制のために大事だと思う。

・双方の意見聴取を必ず実施してほしい。

・日頃の性格などあると思うが、元気なようで、悩んでいる方もいると思う。

・議員さんだけではなく、ハラスメントと気づいてない人もおられるかも…

・ハラスメントは受け手側により、自身が気付かないうちに行為となっている場合が多いように思う。職場内での教育、指導、意識統一が必要と感じる。

・議員活動として町民等から受けた要望等を職員に伝達・相談されることがあると思いますが、職員によっては議員からの伝達・相談というだけで身構える職員も存在します。担当者と直接のやり取りではなく、先ず管理職（課長・補佐）を通じていただけると不要な感情を抱くことは少なくなると考えます。

・ハラスメントは、やっている方は気が付かない場合があります。定期的な研修を行うことが必要です。また、年代でも意識の違いがあります。親子ほど年が違う職員が同じ組織の中で活動する事が少なくない中で教育啓発は重要です。

・ルールを定め誰もが自由に活動しやすいように整備した方が良い。

・ハラスメントについて意識改革

・ロールプレイなどの研修

・周囲を不快にする態度や行動は、申し立てが出来る仕組みが必要。

・自分では気づかないうちに、相手がハラスメントに感じることもあると思う。この対処について、どのように対応すればよいのかを十分に考えながら、対応する意識改革をすすめる研修が必要であり、常に意識を持つためには間隔をおいた勉強会を開催する必要があると思います。

・ハラスメントは行う者の人権意識の欠如が原因、人権教育の徹底が必要。

・ハラスメントを行っているという意識が無い人やそれを自分自身の望む結果を実現するための有効な手段と考える人に対してどのように対処するのかは、やはり条例等の行動規範等の対処方法を定めたものが必要であると思います。